

# 明治維新政府の宗教政策

— 太政官布告令による、明治初期の宗教政策に関する一考察 —

上 村 敏 文

## はじめに

日本の近代における宗教政策を鑑みるに、重要な事項は充分な論議を待たず、また世論に広く訴えることなしに、命令、指令という形で半強制的に、一方的に決定されてきたのではないかという懸念を長らく持ってきた。法治国家としての立場からするならば、さまざまな問題点を内包しているのではないかという疑いを持つのは筆者だけであろうか。この素朴な疑問を検証するために、明治維新における明治政府の出した、太政官布告令を中心に検討してみることにした。

いまだ微妙な問題を抱えていることであるから、本論文では結論を急ぐことなく、膨大な資料の中から根幹部分にあたる部分を抽出し、それについて考察を加えるという方法論をとった。社会科学の中で「データはデータに聞け」という考え方があるが、統計的な数字としてのデータは少ないのであるが、法律、法令、布告、布達、指令等の形式で現存する資料は大変な数にのぼる。その資料をひとつひとつを検証してゆくと、当時の指導者等の息遣いが聞こえてくるようである。膨大な資料を読み、検証するという作業は、全く地道で根気のいるものであるが、何らかの日本の宗教的風土の特徴が、この検証を通して浮き上がってくるのではないかと考えるものである。

「祭政一致ノ制ニ復シ天下ノ諸神社ヲ神祇官ニ属ス」<sup>(1)</sup>

(明治元年三月十三日、太政官布告令第百五十三号)

近代天皇制国家としての明治政府がとった宗教政策は、神道の国教化、すな

わち国教としての「国家神道」の形成である。しかし、少なくとも明治初期から中期にかけて、この大胆な試みが成功したか否かということになると、実際のところ疑問の点が多いのである。1868（明治元）年、「祭政一致」のスローガンのもと、冒頭に掲げたように太政官布告令が出された。この布告が、宗教関連の布告令の中で、最も早く出されたものである。その後、さまざまな命令が矢継ぎ早に出されたことは承知のことであるが、その方針は一貫しているとは言い難い。

当然のことながら、宗教の国教化を進めるということは、裏を返せば他宗教を禁止、あるいは規制を加えてゆくというプロセスに他ならない。

## 1 キリスト教に対する政府の方針

一方、キリスト教に関しては、明治初期に於ける数年間は、旧体制の江戸幕府と同じく、禁止の姿勢を明白に持っていた。これは、歴史の流れからすれば容易に推測できることであるのだが、尊皇敬神を唯一の治道とする立場からすれば、キリスト教の存在は全く持って明治政府にとっては、逆の方向性を有しているわけであるから、今までの流れを敢えて変える必要はなかったのである。新政府が成立した早々、その政綱を宣示するために、太政官布告令に先だって、高札に掲示するという古来の方法により、その方針を示したのである。それによると、

- 一．切支丹宗の儀は、是迄御制禁の通固く可相守候事
- 一．邪宗門の儀は固く禁止の事

（慶應四年三月、太政官第三札）<sup>(2)</sup>

『明治事物起源』第六編宗教部における、「維新当初の邪蘇教」の部分には、この経緯が詳しく載っている。すなわち「切支丹宗門の御制禁、明治新政府は、施政の初に當たり、洋教に對して、如何なる意見を執しか、明白に絶對禁止、幕府の政策そのままなり、或は、洋教の信仰自由といふ大英斷を下したらんには、國內頑固黨の反対は、由々しき大事件をひき起こさずとも限らず」という国内の事情もあったのである。しかしながらその後、さまざまな糺余曲折

を経て括弧付きではあるが、一応「信教の自由」を最初の憲法に盛り込んだのは、隔世の感がある。

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケズ及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ  
自由ヲ有ス

(明治二十二年、大日本帝国憲法第二十八条)

「安寧秩序ヲ妨ケス」「臣民タルノ義務ニ背カサル」という制限はついているものの、明治初期からすれば信教の自由を法文上明記したことは、まさに天と地程の差があると言えよう。これは、鎖国時代と違い諸外国の圧力があったことと、江戸時代を通して隠然たる勢力を有していた仏教を、あまりにも急激に規制したことによりその反発が大きかったことが起因していると思われる。

事実、慶應四年正月に起きた「浦上耶蘇教民事件」<sup>(3)</sup>に対して、太政官の達しを見ると

「御預ノ上ハ、人事ヲ盡シ、懇切ニ教諭致シ、良民ト立戻リ候様可取扱候」  
(明治元年閏四月十日太政官達)<sup>(4)</sup>

まず、迫害拷問を加える前に、改宗するように「人事ヲ盡シ」「懇切ニ」という文言から、逆に明治政府の苦衷を読み取ることができる。国内問題だけであるならば、それ程までに気を遣うこともなかったと思われるが、対キリスト教のことになると、仏教に対したスタンスとは異なり、欧米諸国との国際的な視野をも範疇に入れておかねばならなかつたのである。

実際、この「浦上耶蘇教民事件」に対して、政府が取った悔悟改宗措置に対して、宣教師、領事、公使から強硬なる抗議があり、この抗議を和らげるために英・仏・米の公使を、高輪の接遇所に招き、説明を試みている。日本から出席したのは、三条右大臣、岩倉大納言の名前がある。三条といえば明治維新的元勲であり、維新後太政大臣となり、まさに一連の宗教政策の中心的存在で

あつたし、岩倉具視はやはり、維新後右大臣となり、その後不平等条約改正準備のために特別全権大使として欧米各国を巡説している。<sup>(5)</sup> この巡視中岩倉は切支丹宗國禁の一条について痛烈な非難を浴びることになる。その結果、帰国を待たずして電報により、日本に耶蘇教禁制の高札を撤廃することを指示するのである。『明治事物起源』には

明治六年二月二十四日、布告して他の高札と共に一切撤廃したれば、二百五十余年間全国到る所に掲げし耶蘇教禁制の高札、ここに影を失ひ、同三四両月に、さきに捕縛せし舊教徒を悉く放免せり、これ、耶蘇教の一大障害を除かれしものといふべきなり。

と、記録されている。従って、当初目論んでいた全国民の神道による国教化は、既に明治初期に於て挫折したとみることができる。同じく、『明治事物起源』によると更に明確にそのあたりの事情がわかつてくる。

實を言へば、外教制禁は、政府部内にて後悔事件なり、唯さうと告白し難く、鬼面を假りて強く粧ひ居るに過ぎず。下僚はかくと知る由もなく、異教者を目して罪囚視せり。

すなわち、政府にとって国内問題と国際問題との狭間にあって、本音としては、キリスト教を排除したいと考えながらも、実際の所江戸初期の酸鼻を極めた「地獄の禁制」を再現することは、事実上不可能なことであった。そうであるから、不完全ながらも、「信教の自由」を憲法の中に盛り込んだのであった。ここで、常に問題になってくるのは国家と宗教という課題である。本来、内の信仰について、国家が関与してくること事態が疑問視されなくてはならないのであろうが、歴史上常に、宗教は国家のあるいは国際関係の中で政治的に関与されてしまう宿命にあるようだ。この点については、別の機会に改めて考察してみたいと思っている。

## 2 仏教に関する布告、達

仏教については、

「神仏混合ヲ禁ズ」

(明治元年三月二十八日、太政官布告令第百九十六号)

「神社ノ仏像等ヲ除去ノ際社人ノ粗暴ヲ戒ム」

(明治元年四月十日、太政官布告令第二百二十六号)

「社寺ニ於テ菊章ヲ用フルヲ禁ス」

(明治二年八月二十五日、太政官布告令第八百三号)

「許可ヲ経スシテ社寺ヲ創立スルヲ禁ス」

(明治五年八月三十日、大蔵省達百十八号)

まず、奈良時代から行なわれてきた神仏習合を禁ずるということは、神道と仏教とを完全に分離する必要があったのである。祭政一致という大前提があったのはもちろんのことであるが、旧体制としての徳川幕府が重んじていた宗教としての仏教を排除することにより、新体制への移行を完全たらしめる意図があったものとも考えられる。江戸時代には「寺社」であったのが「社寺」に順序が変わり、更に菊章を伊勢、八幡、上下賀茂神社、そして泉涌寺般舟院以外の社寺から、菊章を撤廃することを命じている。菊章、すなわち皇室の権威を高め、国家神道を創出してゆく布石にしたと考えられる。いずれにせよ、幕末の国学者達が唱動した復古神道の影響のもと、日本古来のものではない外来宗教としての仏教は、神道から切り放されることになるのである。また、経済的にも、さまざまな規制を受けることになるのであるが、新たに社寺を建立することに対して許可を必要とすることになり、統廃合はあっても実質上、民間の新しい社寺の建立は難しくなる。

ところで、太政官布告令で「粗暴ヲ戒ム」とわざわざ布告することとは、実際にかなり厳しい抵抗があったものと思われる。幕末から明治初期にかけて、急速に興隆してきた復古神道の潮流は、長年江戸幕府の封建体勢下で抑圧された恨みも手伝って、各地で神職の地位向上と神葬祭への要求が高まって

くるのである。実際の所、新政府が意図したところのものは、どの程度のものであったかは図りかねるが、神仏分離は即ち全国的な廃仏毀釈への運動にまで激化するのである。この点、参考までに、明治元年六月、本願寺興正寺等に下した達書には、「今更宗門ヲ褒貶セラルルニアラズ」として、朝廷の意は廃佛毀釈ではないことを示しているし、明治四年同じく興正寺からの嘆願に応えて「寺院ヲ廃合スルコトハ朝廷ノ本旨デナイ」と弁明している。

幕藩体制のもとで、既に神社中心の政策をとっていたのが水戸藩であり、岡山藩である。また、幕末からは薩摩藩、津和野藩が廃仏、あるいは寺院の整理統合に着手している。特に、薩摩藩では明治二年には藩内の寺院をすべて一つも残さず廃止している。僧侶は還俗させられて、新たに兵士として転用させられている。

明治初期の薩摩、長州主導の体制下では、当初同様の徹底した方針のもとで政策が策定されていったことであろう。しかし、当然のことながら、この極端な方針を全国で一様に実施することなど、到底不可能であろうことは、容易に推測できることである。その結果、各地でさまざまな混乱と抵抗が発生している。その一つの顕著な例として、三河国鷺塚村で真宗僧侶と、所轄官吏との間の大惨劇が生じている。

「官吏と僧侶は、眼をいからして激論はするものの、つまり同じことを繰り返して居るから、いつはつるべきとも見えぬ（中略）暴徒は日暮に及んで、そろそろ臺所邊に入り込んで、様子を窺ふて居たが、次第に多人数になるに随ふて、石瓦が飛んで来るやうになった」

（明治四年三月九日、殉興會史附録）<sup>(6)</sup>

その後、暴徒と化した一団は藩吏を殺害してしまうのであった。「暴徒藩吏の首級を擧ぐ」とある。その結果として厳罰は避けられず、暴徒の嫌疑者数百人が捕えられ、その内首謀者が斬罪となった。その他、

明治五年の信越の土寇蜂起

明治六年越前大野今立坂井三群の暴動

等が、大きな事件として記録に載っている。<sup>(7)</sup>

このように、神仏分離政策は、過激な廃仏毀釈という全国的な運動として、一斉に広がっていったのである。

神仏が異身同体という形態を長年にわたって採用してきた日本の現状からして、神仏分離政策は、積極的な廃仏ではないにしろ、消極的には廃仏の意図があったと思われる。何となれば、王政復古により神祇官を太政官の上に置き、仏教各宗の僧侶は民部省の所管として、一般の平民と同じ扱いをしていたのである。

### 3 神社に体する布告、達

また、神社に対しては、

「諸国ノ神明宮ヲ總テ太神宮ヲ稱セシム」

(明治三年五月三十日、神祇宮への指令)

「諸社ニ於テ猿ニ神樂ヲ奉納スルコトヲ禁ス」

(明治四年二月十四日、太政官達)

「勅祭神社其他ヨリ玉串等献上ノ手続ヲ定ム」

(明治四年三月五日、太政官達)

「神官以下大小神社ノ世襲神職ヲ廃シテ精選補任セシム」

(明治四年五月十四日、太政官布告令)

「神宮及ビ諸社ニ僧尼ノ参拝ヲ許ス」

(明治五年六月十二日、太政官布告令百七十五号)

「神社遙拝所造営等ヲ名トシ配札勧財ノ所業ヲ禁ス」

(明治七年一月二十日、教部省達)

「神符ヲ授クルハ社頭ニ限ル其社外ニ配布スル者ハ管轄庁ノ許可ヲ受ケシム」

(明治七年二月十九日，教部省達)

「官國幣社靈代ヲ私ニ開扉スルヲ禁ス」

(明治七年九月二十九日，教部省達)

「官國幣社ノ配札ヲ停ム」

(明治八年五月十四日，教部省達)

「私有地内ニ神仏堂ヲ私設シ衆庶ノ參詣ヲ許ス者ハ管轄庁ノ許可ヲ受ケシム」

(明治九年六月二十三日，東京府達)

「太政官布告令」以外にも「指令」「達」「省達」という形式で，より詳細に命令が発行せられている。

この一連の命令は明治三年以降になってから，集中的に出されている。即ち新政府が本格的に神社祭祀の統一に積極的になってきたのである。整理してみると

- 一. 社格の制定
- 二. 祭典式の統一
- 三. 神官の処遇

に集約されるであろう。すなわち，各神社の個性というよりは，国家としての宗祀としての統一的な姿を模索したのである。その結果として，神官の世襲は廃止されることになり，付与された社格に従って国家的な処遇を実施することになる。その後，財政的な逼迫もあり必ずしも厚遇することができたわけではないが，それなりの国費，公費が一部に支給されることになった。しかし，その一方で社領の国有化が進められたのである。すべての大小神社は田畠，山林を召し上げられた。その結果，神社を取り巻く自然環境も激変することになった。<sup>(8)</sup>

また，廢仏毀釈によって一事溜飲を下した神官達も，世襲制が解かれたことにより，事実上の職を失うことも多かった。この措置は例外なく伊勢神宮から村の鎮守社に至まで実施された。これは，即ち伝統的祭祀が断絶し一元的な国

家の上から強制力により「祭政一致」の国家体制が構築されていったのである。この結果、伝統的、個性的な神社の数多くは姿を消すことになった。

### おわりに

近代国家としての明治政府がとった宗教政策は、当初神道の国教化、国教としての国家神道の形成を第一義に、強力に推進されるのである。その根本思想としては「祭政一致」であると同時に

- (1) 他宗教としての仏教、キリスト教をいかに制御していくか
- (2) 伝統的な神社をいかに一つに統合していくか

であった。この国家的なプロジェクトは当初から糺余曲折を経験した。これは、その後、明治三十二年十二月十四日、貴族院に提出され廃案となった宗教法案の議事録を読んでみると、特別委員の積穂八束氏が「我輩ノ見ル所ニ依リマスレバ既ニ国教主義ノ時代ハ過去ッテ居ルト思ヒマス」と答弁している。また、明治三十五年編纂された『現行宗教法令』の序文で学習院教授清水澄氏が「我歴史ニ国教主義ノ成立ヲ見サルノミナラス今日ハ宗教全ク教育ヨリ分離セラレ」とあるように、この時点に於ては明治初期の思惑は達成されたとは言い難い。無論その後の歴史は、この限りではないが、少なくとも明治初期に於ては「祭政一致」の国教主義は成功したとは言えないであろう。その後の動静については、更に詳細にかつ慎重に検証していく必要がある。

### 注

- (1) 内閣記録局『法規分類大全』26 社寺門 原書房  
以下、太政官布告令に関しては、上記書にもとづく。
- (2) 慶應四年閏四月に最高官庁としての太政官が布告令という、新体制の公文書が出されるまでの一時的な方法として、古来の例に従って、所謂高札を掲げた。
- (3) 長崎裁判所管内の、浦上教民が、密かに耶蘇教を信じていた事に対し、集団のまま放置しておけば後難があると判断した政府は、木戸準一郎（孝允）を派遣して召し捕り、各藩に分け、それぞれ悔悟改宗させる方針をとった。

維新政府の中でも参議、内閣顧客を歴任した木戸を派遣したこと、当時の中央政府の並々ならぬ、キリスト教に対する危機感が伺える。

- (4) 太政官布告、布達、達などは、現代の法規上に於ては、行政立法の中の独立命令にあたる。いわゆる、戦後のマッカーサー指令もこれにあたる。
- (5) 明治四年十月右大臣岩倉具視他五十四人は十二日午前十時横浜波止場より太平洋会社の郵船アメリカ号に乗船し、各国を視察した上、明治六年九月に帰朝している。
- (6) 田中長嶺『明治辛未殉教會史』精華堂、明治四十四年、pp. 363-364.
- (7) 村上専精『明治維新神佛分離史料』第一巻、名著出版、明治四十五年、pp 56-66.
- (8) 熊野本宮を平成九年十月十一日、「日本の宗教風土」のフィールドトリップで訪問した時、これに関する興味深い話を聞いた。すなわち本宮のあった、音無川の中州は江戸時代まで全く洪水の心配がなかったのであるが、明治期に入り森林の伐採が進み、山の保水能力の低下により洪水が起こるようになり、明治二十二年紀伊半島を襲った大雨で音無川が氾濫し、本殿が流されてしまったとのこと。